

広島県告示第六百十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九條第四項において準用する同法第六項の規定によつて、次のとおり公聴会を開催する。

令和八年五月二十一日

広島県知事 横 田 美 香

一 日時

令和八年六月九日 午後一時三十分から

二 場所

廿日市市吉和一八八六番地一号 廿日市市役所吉和支所研修室二・三

三 案件

もみのき森林公園鳥獣保護区特別保護地区の再指定について（廿日市市吉和地内のもみのき森林公園の区域のうち、公園センター地区内の管理宿泊施設、運動施設、休養施設及び付帯施設の地区並びに家族旅行村地区内の管理施設、野営施設、運動施設、民俗資料館及び付帯施設の地区を除く区域一円。面積三三七ヘクタール。存続期間十年。）の再指定について

一 日時

令和八年六月十一日 午後一時三十分から

二 場所

山県郡北広島町川小田一〇〇〇七五番地五号 北広島町芸北支所中会議室

三 案件

苜尾鳥獣保護区苜尾特別保護地区の再指定について（山県郡北広島町地内の太田川森林計画区北広島町（芸北）9林班の区域のうち、西中国山地国定公園特別保護地区（昭和十四年厚生省告示第六号）に指定されている区域一円。面積一一四ヘクタール。存続期間十年。）の再指定について

一 日時

令和八年七月八日 午後一時三十分から

二 場所

庄原市西城町大佐七三七番地三号 庄原市役所西城支所三階大会議室

三 案件

比婆山鳥獣保護区比婆山特別保護地区の設定について（庄原市西城町地内の広島県と島根県の行政区と歩道出雲峠線との交点を起点として、同所から同歩道を南東方に進み県有地界（県営林界）との交点に至り、同所から同地界を南方に進み、更に東方に進み展望園地に至り、同所から備北森林計画262林班と263林班との境界を西方に進み六ノ原川左岸との交点に至り、同所から同左岸を南東方に進み県有地界との交点に至り、同所から

同地界を南方に進み、更に西方に進み庄原市西城町と同市比和町の行政界との交点に至り、同所から同行政界を北方に進み、広島県と島根県の行政界との交点に至り、同所から広島県と島根県の行政界を北東方に進み起点に至る線に囲まれた区域。面積四〇三ヘクタール。存続期間十年。）の再指定について